

# 預金解約の一事例（レジュメ）

財産管理業務研究委員会  
池上 雅俊

## 【事案の説明・時系列】

- ・令和4年1月7日、山田二郎が死亡した。（資料1）  
二郎は幼いころから重度の知的障害があり、母死亡後は施設にて長年生活していた。
- ・令和4年2月1日、昭和61年の禁治産宣告により二郎の後見人を務めていた中島正（母千代子の従弟、関西在住）が、S K銀行唐津支店にて預金解約手続き（預金は300万円くらいの予想。）を行おうとしたところ、相続人ではないので断られる。中島正は二郎の相続人は存在しないと思っていた。
- ・同日、S K銀行唐津支店の担当者からの紹介で、中島正と面談し、「相続財産管理人選任審判申立書作成」を受任する。
- ・入所していた施設からも、数万円の預り金や衣類等の残置物があるため、二郎の相続人に退所手続きをしてほしいという意向を示される。
- ・戸籍調査を開始。有田町役場にて直系尊属を遡って取得。中島正の説明通り、山田二郎の父母や兄はすでに死亡していた。
- ・山田二郎の父 山田太郎には1番目の妻ヨシエとの間で養子縁組をした絹子と英明がいた。昭和21年頃、山田太郎が2番目の妻 千代子と婚姻するのと同時期のタイミングで、絹子とは協議離婚していた。英明はその前に婚姻していたため、戸籍を追った。
- ・英明はその後他の者と養子縁組をしたり、婚姻・離婚などを幾度かしていた。戸籍が度々変わる過程で、身分事項に記載があるべき山田太郎との養子縁組の記載が消えていた。最後の戸籍には山田太郎の記載などは全くない。

### （ポイント① 相続人になるのか）

- ・法務局の回答により、相続人は存在すると判断することになったので、相続財産管理人選任審判申立はできそうにない旨を中島正に報告。山田二郎に関する施設代の立替金、葬儀費用、永代供養などの費用について、大山英明に請求する訴状作成で受任し直す。（※葬儀費用等については喪主負担説が通説的見解ですが便宜的に。）
- ・大山英明について戸籍調査した結果、死亡しており子が3名判明。
- ・令和4年5月、相続人の田中千恵子、片岡明美、大山正弘に事情説明の手紙を送付。（資料4）
- ・すぐに片岡明美、大山正弘の2名からは、手続きに協力してよいと回答あり。相続分譲渡証明書（資料5）と遺産承継業務の委任状（資料6）を送付し、返送いただく。

### （ポイント② 相続分譲渡証明書）

- 令和4年7月、田中千恵子からは1か月以上返事がなかったため、再度手紙（施設の退所  
手続が遅れて困っている、ほかの2名の方からは協力する旨の返事もらった等の内容）  
を送付。
- 田中千恵子から協力する旨、電話連絡あり。書類を送付したが、委任状の文言を「金融機  
関、保険会社～」にしていたので、S K銀行の預金以外にも遺産があるのではないかと邪  
推させてしまい、停滞。
- 令和4年8月、幾度かの説明を経て、「S K銀行唐津支店の預金解約」のみの委任状（資  
料7）を送付する。
- 結局、田中千恵子から、以前送っていた委任状が返送ある。  
※本人確認資料の提出などにも消極的。判押し代は欲しいというものの振込口座の開示  
も渋る。丁寧に説明を繰り返したところ、依頼者や他の相続人に開示しないことを念押し  
され、何とか了解を得る。
- 令和4年9月、無事に解約手続きし、中島正と相続人らの口座に振込み。  
**(ポイント③ 相続人ではないが故の悩み)**

## 【ポイント（疑問点や困った点）】

### ① 身分事項に養子縁組の記載がないが、相続人と言えるのか。

離縁の記載がないので相続人と考えるしかないかなと思いつつも、相続人ではないと考えれば相続財産管理人選任申立の手続きを進められる。

- ・有田町役場の窓口担当者に訊くも、消えた経緯がわからないので何とも…
- ・佐賀地方法務局戸籍課に相談。経緯がわからないので…家裁に相談してみてもとの回答。
- ・佐賀家裁唐津支部にこの状態で相続財産管理人選任できるか相談。法務局戸籍課に聞いてくれ、とたらい回し。
- ・「家裁から戸籍課に回答を求めよと言われてます」と強調し、質問書を作成し、佐賀地方法務局戸籍課に提出。回答は、離縁の記載がないので兄弟関係ありと考えるしかないのではないか、とのこと。

※資料2及び3参照。

### ② 相続分譲渡証明書で預金解約できるのか。

「相続分の譲渡」のおさらい

相続人は、遺産分割前に自己の相続分を他の共同相続人または第三者に譲渡することができる（民法 905 I）。ここでいう相続分とは、消極財産も含めた包括的な遺産全体に対する割合的持分をいう。相続分の譲渡が第三者になされた場合、その譲受人は、相続人と同じ地位に立ち、遺産分割の手続にも参加することができる。反面、譲渡した相続人は、遺産分割手続の当事者適格を失う（大阪高決 S54. 7. 6）。

ただ、このような場合でも、譲渡相続人は相続債務の負担は免れず、譲渡相続人と譲受人が併存的に相続債務を負担するというのが通説的見解である。また、移転登記義務なども譲渡相続人が形式的には負担することになるなど、第三者の譲受人が相続人と完全に同一の地位となるわけではない。

- ・事前に、S K 銀行唐津支店にて、中島正は相続人ではなかったため、法定相続人全員から「相続分譲渡証明書」をもらって手続きをしたいと考えている旨相談。
- ・支店の担当者が本部に確認したところ、相続人ではない者が手続するのは認められないので、相続人から委任状をもらってほしいという回答。
- ・「相続分の譲渡を受けた中島正からの委任で預金解約手続を行う。」→「法定相続人全員からの委任で預金解約手続を行う。」※法定相続人全員の本人確認も必要になる。
- ・入所施設のほうでは、相続分譲渡証明書を提示して、退所手続ができた模様。

③ 相続人ではないが故に、遺産の調査（残高証明書の取得など）ができない。

・財産が他にもあるんじゃないかと疑うのはもったもなことで、こちらは相続人から委任を受けていないので調べることができない。田中千恵子は北九州在住だったので、委任状をいただければ財産調査しますと伝えるも、一度疑心暗鬼になった方を納得させるのは至難の業。

最終的には、「そちらで気の済むまで調べていただいて構わないが、中島正さんの意向では早く処理したいので裁判所を通じた手続きに移行することになる。」と伝えると、「まあそこまで言うなら…」と何とか協力してもらえた。実際、中島正は当初の委任契約時から半年以上経過していることで、しびれを切らしそうな状況だった。

・この事案では、最終的には、念のため唐津市内の全ての金融機関に現存照会をしたが、S K銀行の口座以外には預貯金口座は存在しなかった。